

松山市公営企業局建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、松山市公営企業局が契約を締結した建設工事の工事成績評定（以下「評定」という。）に関する事項を定めることにより、工事の品質を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(評定者)

第2条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、監督員及び監督員上司（所属長が指名する者）（以下「監督員上司」という。）並びに検査員とする。

(評定の方法)

第3条 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して、厳正、公正かつ客観的に行うものとする。

2 工事成績の採点は、工事成績採点表（評定様式第1号）（以下「採点表」という。）により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（評定様式第2号）によるものとする。

4 土木関係工事の評定にあたっては、工事成績採点表の考査項目別運用表（土木工事）（評定別紙1-1・2-1・3-1）により行うものとする。

5 建築関係工事の評定にあたっては、工事成績採点表の考査項目別運用表（建築工事）（評定別紙1-2・2-2・3-2）により行うものとする。

6 評定者は、考査項目の施工体制、施工状況の評定にあたっては、施工プロセスチェックリスト（評定別紙4）を考慮するものとする。

7 評定者は、考査項目の出来形及び出来栄の評定にあたっては、出来形及び品質のばらつきの方（評定別紙5）を考慮するものとする。

8 評定者は、考査項目の工事特性、創意工夫、社会性等の評定にあたっては、工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書（以下「実施報告書」という。）を考慮するものとする。この評価は、受注者から事前に監督員へ実施計画内容等を記載した書面（施工計画書、工事打合簿等）が提出され、実施報告書等をもって確認ができた場合とする。

9 松山市公営企業局建設工事・委託業務監督実施要領第13条の規定に基づく是正要求をした場合は、是正要求及び是正措置の結果を評定に反映するものとする。

10 工事成績の評定点合計は、次の算式により算出された数値とする。なお、評定点合計の算出に当たっては小数第1位を四捨五入し整数とする。また、評定点計の算出に当たっては小数第2位を四捨五入し小数第1位とする。

(1) 検査が完成検査のみの場合

評定点合計 = 「評定点計（（監督員の評定点）×0.4 + （監督員上司の評定点）×0.2 + （検査員の評定点）×0.4）」 - 「法令遵守等項目の減点値」 - 「総合評価技術提案等履行確認項目の減点値」

(2) 検査が完成検査のほかに指定部分完成検査がある場合

$$\text{評定点合計} = \left[\text{評定点計} \left((\text{監督員の評定点}) \times 0.4 + (\text{監督員上司の評定点}) \times 0.2 + \right. \right. \\ \left. \left. (\text{検査員 (指定部分完成検査) の評定点}) \times (\text{指定部分完成検査対象金額}) + (\text{検査員 (完成検査) の評定点}) \times (\text{残工事対象金額}) \right) \right] / (\text{請負代金額}) \times 0.4 - \left[\text{法令遵守等項目の減点値} \right] - \left[\text{総合評価技術提案等} \right. \\ \left. \text{履行確認項目の減点値} \right]$$

(3) 検査が完成検査のほかに既済部分検査及び中間検査（当該工事の特記仕様書に評定の対象とすることを明示したもの）（以下「既済部分検査等」という。）がある場合

$$\text{評定点合計} = \left[\text{評定点計} \left((\text{監督員の評定点}) \times 0.4 + (\text{監督員上司の評定点}) \times 0.2 + \right. \right. \\ \left. \left. (\text{検査員 (既済部分検査等) の評定点}) \times 0.2 + (\text{検査員 (完成検査) の} \right. \right. \\ \left. \left. \text{評定点}) \times 0.2 \right) \right] - \left[\text{法令遵守等項目の減点値} \right] - \left[\text{総合評価技術提案等} \right. \\ \left. \text{履行確認項目の減点値} \right]$$

なお、評定点合計の算出において、既済部分検査等が2回以上ある場合の検査員（既済部分検査等）の評定点は、それぞれの既済部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出に当たっては、小数第2位を四捨五入し小数第1位とする。

(4) 検査が完成検査のほかに指定部分完成検査及び既済部分検査、中間検査（当該工事の特記仕様書に評定の対象とすることを明示したもの）（以下「既済部分検査等」という。）がある場合

$$\text{評定点合計} = \left[\text{評定点計} \left((\text{監督員の評定点}) \times 0.4 + (\text{監督員上司の評定点}) \times 0.2 + \right. \right. \\ \left. \left. (\text{検査員 (既済部分検査等) の評定点}) \times 0.2 + (\text{検査員 (指定部分完成} \right. \right. \\ \left. \left. \text{検査) の評定点}) \times (\text{指定部分完成検査対象金額}) + (\text{検査員 (完成検査) の} \right. \right. \\ \left. \left. \text{評定点}) \times (\text{残工事対象金額}) \right) \right] / (\text{請負代金額}) \times 0.2 - \left[\text{法令遵守等項目の減点値} \right] - \left[\text{総合評価技術提案等} \right. \\ \left. \text{履行確認項目の減点値} \right]$$

なお、評定点合計の算出において、既済部分検査等が2回以上ある場合の検査員（既済部分検査等）の評定点は、それぞれの既済部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出に当たっては、小数第2位を四捨五入し小数第1位とする。

(5) 総合評価技術提案等履行確認項目の減点値は、総合評価落札方式において、受注者の責により、総合評価計画書の提案が履行されていないと認められた場合であり、次の算式により算出された数値とする。

$$\text{減点値} = 3 \text{点} + (\text{不履行提案の数}) / (\text{総合評価計画書の提案の総数}) \times 5 \text{点}$$

なお、減点値の算出に当たっては、小数第2位を四捨五入し小数第1位とする。

(評定の判断基準)

第4条 評定点の判定基準及び範囲別評価内容は、次の表のとおりとする。

判定	評定点の範囲	評価内容
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75～80点未満	品質等に良好な工夫、取り組みが見られる工事

C	70～75点未満	品質等に通常の工夫、取り組みが見られる工事
D	65～70点未満	最低限の品質等が確保されている工事
E	60～65点未満	今後、改善すべき事項がある工事
F	60点未満	今後、特に重大な改善すべき事項がある工事

(評定の時期及び報告)

第5条 評定の時期は、監督員、監督員上司は、工事完成を認めたとき、検査員は、検査実施のつど、それぞれ評定を行うものとする。

2 検査員は、完成検査の評定を行ったときは、速やかに監督員及び監督員上司から提出された採点表に、自らの評定結果を加えて採点表を作成し、完成検査報告書、採点表及び細目別評定点採点表を添えて、これを契約管理課長に報告するものとする。

3 契約管理課長は、前項の報告を受けたときは、速やかに完成検査報告書、採点表をもって、これを工事担当課長に報告するものとする。

4 工事担当課長は、第3条第9項の成績評定に関する事項を松山市公営企業局成績評定審査委員会に審査を求めることができる。

5 工事担当課長は、松山市公営企業局建設工事査察実施要領第6条第3項の成績評定に関する事項を松山市成績評定審査委員会に審査を求めることができる。

(評定結果の活用)

第6条 工事成績の結果については、松山市競争入札参加資格審査等に関する要綱の規定により活用するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 契約管理課長は、評定者から採点表の提出があったときは、速やかに、当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書(評定様式第3号)及び項目別評定点(評定様式第4号)を通知するものとする。

(評定の修正等)

第8条 契約管理課長は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要がある場合は、修正しなければならない。

2 契約管理課長は、前項の修正を行ったときは、速やかに、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く)以内に、工事成績(再)説明請求書(評定様式第5号)により、契約管理課長に対して評定の内容について書面による説明を求めることができる。

2 契約管理課長は、前項による説明を求められたときは、工事成績説明回答書(評定様式第6号)により回答するものとする。

(再説明請求等)

第10条 第9条第2項の回答を受理した者で当該回答に不服がある者は、回答を受けた

日から起算して10日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く）以内に、工事成績（再）説明請求書（評定様式第5号）により、契約管理課長に対して書面による再説明を求めることができる。

2 契約管理課長は、前項による説明を求められたときは、松山市公営企業局成績評定審査委員会の審議を経て工事成績再説明回答書（評定様式第7号）により回答するものとする。

3 前項の成績評定審査委員会は、別に定める松山市公営企業局成績評定審査委員会設置要領に基づき設置するものとする。

（評定結果の公表）

第11条 第7条の規定に基づき受注者に通知した評定結果は、松山市公営企業局工事成績評定点一覧表（評定様式第8号）により、四半期毎の翌月末にインターネットを利用（ホームページへの掲載をいう。）して公表するものとする。

2 前項の公表期間は、評定結果を掲載した日の属する年度及びその翌年度とする。

（再交付）

第12条 契約管理課長は、第7条の通知を受けた者及び当該工事成績を有する者から、工事成績評価通知書等再交付願（評定様式第9号）により再交付の請求があった場合は、写しの交付を行うものとする。

2 前項の写しの交付を行う期間は、当該通知を行った日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年を経過する日までとする。

（評定の省略）

第13条 解体工事、築礎工事、浚渫工事、機器単体のオーバーホール等の特殊工事、当該工事の特記仕様書に評定を省略することが記載された工事及び予定価格（税込）300万円未満の工事は、評定を省略することができるものとする。

（書類等の保存）

第14条 契約管理課長は、通知を行った書類等（原本、電子データを含む）を年度ごとに分類整理し、当該各年度経過後5年間保存しなければならない。

（書類等の様式）

第15条 この要領の規定に基づき使用する書類等の様式は、別に定める。

（松山市公営企業局成績評定審査委員会）

第16条 この要領の松山市公営企業局成績評定審査委員会の設置に関して必要な事項は、別に定めるところによる。

付則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

付則

この要領は、平成25年4月1日から実施し、同日以降検査する工事から適用する。

付則

この要領は、平成27年4月1日から実施し、同日以降検査する工事から適用する。

付則

この要領は、平成29年4月1日から実施し、同日以降検査する工事から適用する。